

令和6年度各市町の主な創業支援策一覧

市町	概要		
相生市	研修等	創業塾 in あいおい	8/23、30、9/6、13、20、27、10/4 (全7回、全日金曜日)、参加費：無料、定員：15名
		定例専門相談会 (相生商工会議所)	創業に関する個別相談会を開催
	融資・補助 その他	相生市商店街空き店舗等活用事業補助金	相生市内の各商店街の空き店舗を借上げ、新たな店舗を開業する中小業者に対し、家賃の1/3を助成(限度額：年額40万円、認定月から3年間)
		特定創業支援等事業	相生市認定特定創業支援事業修了者に証明書発行(姫路市の終了者も可) ・登録免許税を軽減 ・創業関連保証で、無担保、第三者保証人なしで半年前から可能 ・日本政策金融公庫の融資制度の自己資金要件等撤廃
たつの市	研修等	創業セミナー(ビジネスプランの無い方向け) 第11期たつの創業塾 (龍野商工会議所)	7/26(金)7/27(土) 無料、定員各20名： (2日間共、同内容のカリキュラム) 9月開催、全4回、無料、定員15名
		創業・第2創業セミナー (たつの市商工会)	全6回：11/6(水)、11/13(水)、11/20(水)、11/27(水)、12/4(水)、12/11(水)、各19時～21時、参加費：無料、定員：15名
	融資・補助 その他	創業支援事業補助金	補助率1/2、補助限度額150万円(転入者上限200万円、重要伝統的建造物群保存地区内での創業250万円、転入かつ重要伝統的建造物群保存地区内での創業300万円)
		特定創業支援事業	たつの市認定特定創業支援事業修了者に証明書発行 ・登録免許税を軽減 ・創業関連保証で、無担保、第三者保証人なしで半年前から可能
赤穂市	研修等	創業塾2024 (赤穂商工会議所)	全5回：7/11(木)、7/18(木)、7/25(木)、8/1(木)、8/8(木) 個別相談会：8/22(木) 参加費：2,000円、定員：15名
		商店街空き店舗改装費等補助事業	・補助率 家賃及び店舗改装費の1/2 ・補助上限 初年度100万円 2年目 50万円 ※商店街に対し助成するため、商店街会員であることが条件
	融資・補助 その他	中小企業経営安定資金融資	本市に住所を有し、特定創業支援事業終了者で1年以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者等 ・融資金額 10,000千円以内 ・融資期間 84か月以内 ・保証料 1/2補助
		特定創業支援等事業	赤穂市認定特定創業支援事業修了者に証明書発行 ・登録免許税を軽減 ・創業関連保証で、無担保、第三者保証人なしで半年前から可能 ・日本政策金融公庫の融資制度の貸付利率引き下げ
宍粟市	研修等	創業塾(主催：宍粟市創業支援協議会)	全7回：8/20(火)、8/23(金)、8/27(火)、8/30(金)、9/3(火)、9/6(金)、9/13(金)、無料、定員15名(先着順)、専門家個別相談も可能
		宍粟市起業家支援事業	補助率：補助対象経費の1/2 補助上限：100万円(新規転入者は150万円) 雇用助成：社会保険被保険者1人50万円 雇用保険被保険者1人30万円 上記以外1人15万円 経営個別相談：3年間で最大8回(創業後2年間で3回必須) 対象：市内に住所を有する、または、事業を開始する日までに市内に転入する起業家。創業塾を受講修了し、宍粟市商工会で計画承認を受けていること

太子町	研修等	たいし創業塾	7月開催予定(年1回)(セミナー全4回、1回6時間程度)
	融資・補助	起業家支援事業補助金	創業者への支援として、創業に要する広告宣伝費の2分の1補助(上限100,000円)※特定創業支援事業受講者対象
		創業者融資保証料補助金	創業者への支援として、創業時の借り入れにかかる信用保証料の2分の1補助(上限200,000円)を行い、太子町で事業を立ち上げる際の負担を軽減します。※特定創業支援事業受講者対象
上郡町	研修等	創業塾	4～5月開催、全7回、参加料無料(テキスト代別途負担) 定員10名 4/2, 9, 16, 23, 30, 5/7, 14 18時～20時 (内容)・創業者に学ぶ!(講演) ・創業に向けての心構え ・事業の具体化と創業マップ ・決算書の読み方 ・利益計画の立て方 ・創業のための基礎知識 ・創業時の資金調達
	融資・補助	上郡町創業支援補助金	①事業所開設支援事業 補助率1/2、補助上限50万円 ②経営支援事業 補助率1/2、補助上限30万円 ※上郡町内に事業所を設置、または設置しようとする方。特定創業支援等事業による支援(創業塾、個別相談指導)を受けてから3年以内の方
佐用町	研修等	R6創業塾	6/4(火)、11日(火)、19日(水)、25日(火)、7/3(水)、9日(火)開催、全6回、参加費無料、定員15人
	融資・補助	中小企業者創業支援事業	町内で創業または第2創業する者に対し、賃借料、工事費、備品費、広告宣伝費等を補助 補助率1/3、補助上限1年目150万円、2年目50万円 西播磨ビジコン・ビジマッチの最終審査会出場者が、最終審査会が開催された翌年度の2月末までに佐用町内で応募プランを実行し補助金を受ける場合は、補助率を1/2に引き上げる。
その他		中小企業者支援融資利子補給金事業	町内の事業者が金融機関等から融資を受けた場合に、融資利子の一部を補助。新規創業を行った事業者も対象 補助率:利子額の1/2 上限10万円 補給機関:融資実行日より3年間
		特定創業等支援事業	創業力向上セミナー(創業塾)を一定以上受講した者に特定創業支援事業者の証明書を発行 ・会社設立時の登録免許税を軽減 ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始6ヶ月前から利用可能 ・日本政策金融公庫の融資制度の自己資金要件等撤廃
	ビジコン	ビジコンタイアップ事業	「佐用町賞」として、最終審査会で発表された佐用町で起業する特に優秀なプランに賞金30万円、優秀なプランに賞金20万円を贈呈する。

※支援を受けるには各種要件があるので、詳細は起業を希望する市町等の窓口(次ページ参照)へ事前に確認してください。

創業支援策の問い合わせ先等一覧

【各市町】

区分	電話番号	ホームページアドレス
相生市地域振興課	0791-23-7133	https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/sougyou.html
たつの市商工振興課	0791-64-3158	https://www.city.tatsuno.lg.jp/shoukouganko/sougyou/sougyou.html
赤穂市商工課	0791-43-6838	http://www.city.ako.lg.jp/kensetsu/shoukou/sougyousien.html http://www.city.ako.lg.jp/bijinesu/shien/index.html
宍粟市商工観光課	0790-63-3127	https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/sangyo/machinigiwai/tantojoho/yusi_seido/1429074016546.html
太子町産業経済課	079-277-5993	https://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/keizai/syoukouroudou/1490860873681.html
上郡町地域振興課	0791-52-1162	https://www.town.kamigori.hyogo.jp/sangyo_shigoto/sangyoshinko/kigyo_sogyoshien/index.html
佐用町商工観光課	0790-82-0670	https://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=4327 https://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=3040 https://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=3130

【各商工会議所・商工会】

区分	電話番号	ホームページアドレス
相生商工会議所	0791-22-1234	https://www.aioicci.jp/
龍野商工会議所	0791-63-4141	https://tatsuno.or.jp
赤穂商工会議所	0791-43-2727	https://www2.memenet.or.jp/ako-cci/
たつの市商工会	0791-72-7550	http://shoko-tatsuno.jp
宍粟市商工会	0790-62-2365	https://shiso.ne.jp/
太子町商工会	079-277-2566	https://www.taishi.or.jp/
上郡町商工会	0791-52-3710	http://www.kamigori.or.jp
佐用町商工会	0790-82-2218	http://www.sayou.gr.jp/modules/pico4/index.php?content_id=42 http://www.sayou.gr.jp/modules/pico4/index.php?content_id=158